

保険料月額表(被保険者負担分 単位:円) 令和7年3月から適用

等級	標準報酬月額	報酬月額		健康保険			厚生年金 (坑内員・船員除く)
		以上	未満	介護なし 5.205% R7.3~	介護あり 6.000% R7.3~	介護のみ 0.795% R7.3~	
健1	58,000	63,000	63,000	3,018.9	3,480.0	461.1	8,052.00
2	68,000	73,000	73,000	3,539.4	4,080.0	540.6	
3	78,000	83,000	83,000	4,059.9	4,680.0	620.1	
4	88,000	93,000	93,000	4,580.4	5,280.0	699.6	8,967.00
5	98,000	101,000	101,000	5,100.9	5,880.0	779.1	
6	104,000	107,000	107,000	5,413.2	6,240.0	826.8	
7	110,000	114,000	114,000	5,725.5	6,600.0	874.5	10,065.00
8	118,000	122,000	122,000	6,141.9	7,080.0	938.1	
9	126,000	130,000	130,000	6,558.3	7,560.0	1,001.7	
10	134,000	138,000	138,000	6,974.7	8,040.0	1,065.3	11,529.00
11	142,000	146,000	146,000	7,391.1	8,520.0	1,128.9	
12	150,000	155,000	155,000	7,807.5	9,000.0	1,192.5	
13	160,000	165,000	165,000	8,328.0	9,600.0	1,272.0	12,261.00
14	170,000	175,000	175,000	8,848.5	10,200.0	1,351.5	
15	180,000	185,000	185,000	9,369.0	10,800.0	1,431.0	
16	190,000	195,000	195,000	9,889.5	11,400.0	1,510.5	13,725.00
17	200,000	210,000	210,000	10,410.0	12,000.0	1,590.0	
18	220,000	230,000	230,000	11,451.0	13,200.0	1,749.0	
19	240,000	250,000	250,000	12,492.0	14,400.0	1,908.0	18,300.00
20	260,000	270,000	270,000	13,533.0	15,600.0	2,067.0	
21	280,000	290,000	290,000	14,574.0	16,800.0	2,226.0	
22	300,000	310,000	310,000	15,615.0	18,000.0	2,385.0	21,960.00
23	320,000	330,000	330,000	16,656.0	19,200.0	2,544.0	
24	340,000	350,000	350,000	17,697.0	20,400.0	2,703.0	
25	360,000	370,000	370,000	18,738.0	21,600.0	2,862.0	23,790.00
26	380,000	395,000	395,000	19,779.0	22,800.0	3,021.0	
27	410,000	425,000	425,000	21,340.5	24,600.0	3,259.5	
28	440,000	455,000	455,000	22,902.0	26,400.0	3,498.0	25,620.00
29	470,000	485,000	485,000	24,463.5	28,200.0	3,736.5	
30	500,000	515,000	515,000	26,025.0	30,000.0	3,975.0	
31	530,000	545,000	545,000	27,586.5	31,800.0	4,213.5	27,450.00
32	560,000	575,000	575,000	29,148.0	33,600.0	4,452.0	
33	590,000	605,000	605,000	30,709.5	35,400.0	4,690.5	
34	620,000	635,000	635,000	32,271.0	37,200.0	4,929.0	29,280.00
35	650,000	665,000	665,000	33,832.5	39,000.0	5,167.5	
36	680,000	695,000	695,000	35,394.0	40,800.0	5,406.0	
37	710,000	730,000	730,000	36,955.5	42,600.0	5,644.5	31,110.00
38	750,000	770,000	770,000	39,037.5	45,000.0	5,962.5	
39	790,000	810,000	810,000	41,119.5	47,400.0	6,280.5	
40	830,000	855,000	855,000	43,201.5	49,800.0	6,598.5	32,940.00
41	880,000	905,000	905,000	45,804.0	52,800.0	6,996.0	
42	930,000	955,000	955,000	48,406.5	55,800.0	7,393.5	
43	980,000	1,005,000	1,005,000	51,009.0	58,800.0	7,791.0	34,770.00
44	1,030,000	1,055,000	1,055,000	53,611.5	61,800.0	8,188.5	
45	1,090,000	1,115,000	1,115,000	56,734.5	65,400.0	8,665.5	
46	1,150,000	1,175,000	1,175,000	59,857.5	69,000.0	9,142.5	36,600.00
47	1,210,000	1,235,000	1,235,000	62,980.5	72,600.0	9,619.5	
48	1,270,000	1,295,000	1,295,000	66,103.5	76,200.0	10,096.5	
49	1,330,000	1,355,000	1,355,000	69,226.5	79,800.0	10,573.5	38,430.00
50	1,390,000	1,355,000	1,355,000	72,349.5	83,400.0	11,050.5	

○健康保険料率 104.1/1000 介護保険料率 15.9/1000 年金保険料率 183.00/1000 子ども・子育て拠出金率 3.6/1000  
 ○保険料は事業主と被保険者が折半で負担(児童手当拠出金については事業主が全額負担)  
 ○納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合には、端数を切り捨てた額となります。  
 ○被保険者負担分に円未満の端数がある場合  
 ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切捨てし、51銭以上の場合は切り上げて1円となります。  
 ②被保険者が被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切捨てし、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。  
 (注)①②にかかわらず、事業主と被保険者との間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理することができます。  
 ○令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。  
 ※給与にかかる保険料は支給額から1000円未満の端数を切り捨てて保険料率を乗じた額となります。  
 ※給与の上限は健康保険:年間573万円まで(年度ごと)、厚生年金:150万円(1ヶ月あたり)となります。  
 ※令和2年9月より厚生年金の等級の上限が変更となり、新たに32等級(650千円)が設けられました。

令和七年九月発行

九月号

発行所

社会保険労務士法人  
 長崎市興善町四番二号  
 TEL(095)339-0000  
 FAX(095)339-0000



所報

かなはら

令和7年 9月

社会保険労務士法人  
 金原事務所

# 「健康保険・厚生年金」の 定時決定(算定基礎届)について

「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月から翌年8月まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算の基礎となります。



7月改定、8月改定および9月改定の月額変更に関する方は、月額変更が優先されます。

- 算定基礎届・月額変更届の決定通知書および新たな保険料の資料を、順次、金原事務所からお送りします。
- 第4面に現在の保険料月額表を掲載しています。
- 定時改定による保険料の改定は9月分より行われますので、納入額への反映は10月中旬頃に送付される納入通知書から行われます。



### 「お願い」

- 被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額などは、法律により必ず事業主から被保険者に通知しなければならないことになっています。被保険者の方が、ご自身の記録を確認するためにも必ず通知して下さい。

# 長崎県の最低賃金が 引き上げられる見込みです

最低賃金額・効力発生日は未定（8月21日現在）です。正式に決定しましたら、金原事務所の所報・ホームページ等でお伝えしますが、新聞・ニュース等もご確認ください。現行の賃金が最低賃金を下回る場合、効力発生日以降は、最低賃金以上に引き上げる必要があります。

最低賃金は、事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどのすべての労働者に適用され、事業主は雇用する労働者に対して、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

なお、最低賃金の時間額は、時間給制・日給制・月給制を問わず適用されます。賃金が時間給以外（月給・日給等）で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金時間額と比較します。

## CHECK

(1) 時間給の場合	$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{地域別最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
(2) 日給の場合	$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{地域別最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
(3) 月給の場合	$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{地域別最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$

### (4) 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → (2)の計算で時間額を出す
- ② 基本給(月給) → (3)の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)



※最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。

- ・ 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ・ 時間外労働に対する賃金
- ・ 休日労働に対する賃金
- ・ 深夜労働に対する割増賃金
- ・ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

# 令和7年10月1日 社会保険被扶養者認定において 19歳以上23歳未満の方の年間収入要件が変わります

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。

これを踏まえ、社会保険の扶養認定を受ける方(被保険者の配偶者を除く。)が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが変わります。

## 被扶養者認定における年間収入要件

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合(被保険者の配偶者を除く。)は、現行の「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」に変わります。

### 収入要件…AおよびBを満たすこと

#### A

- 年間収入
- ・ 130万円未満：19歳未満・23歳以上60歳未満  
19歳以上23歳未満の被保険者の配偶者
  - ・ 150万円未満：19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)
  - ・ 180万円未満：60歳以上 または 障害者

および

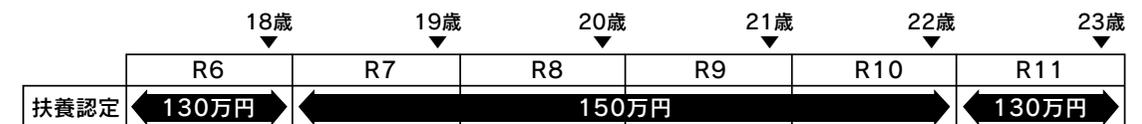
#### B

- 同居／別居
- ・ 同居の場合：収入が扶養者(被保険者)の収入の半分未満
  - ・ 別居の場合：収入が扶養者(被保険者)からの仕送り額未満

### 年齢要件(19歳以上23歳未満)の判定

年齢要件(19歳以上23歳未満)は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。例えば、扶養認定を受ける方が令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年(暦年)における年間収入要件は150万円未満となります。

〈例〉令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合



### 留意事項

令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は130万円未満で判定します。

※「年間収入」とは、今後1年間の収入の見込みのことです。